

# 第57回 横浜市屋外広告物審議会

## 次 第

日 時 平成28年6月20日（月曜日） 15時から17時まで

会 場 横浜市技能文化会館 5階 特別会議室

### 審議事項

議案1 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

- (1) 夏季催事に伴う規格外等広告物の掲出
- (2) 仮囲いへの規格外広告物の掲出

議案2 横浜市屋外広告物条例第6条第1項第2号及び第5号に基づく禁止地域等の指定の追加について

- (1) 日本郵船氷川丸及び横浜環状北線

### 報告事項

- 1 横浜サインガイドラインの策定について
- 2 横浜サイン賞の作品募集について
- 3 第3回横浜サインフォーラムの開催結果について
- 4 禁止地域における展望不可案件について

# 第30期横浜市屋外広告物審議会委員名簿

(委員名は五十音順)

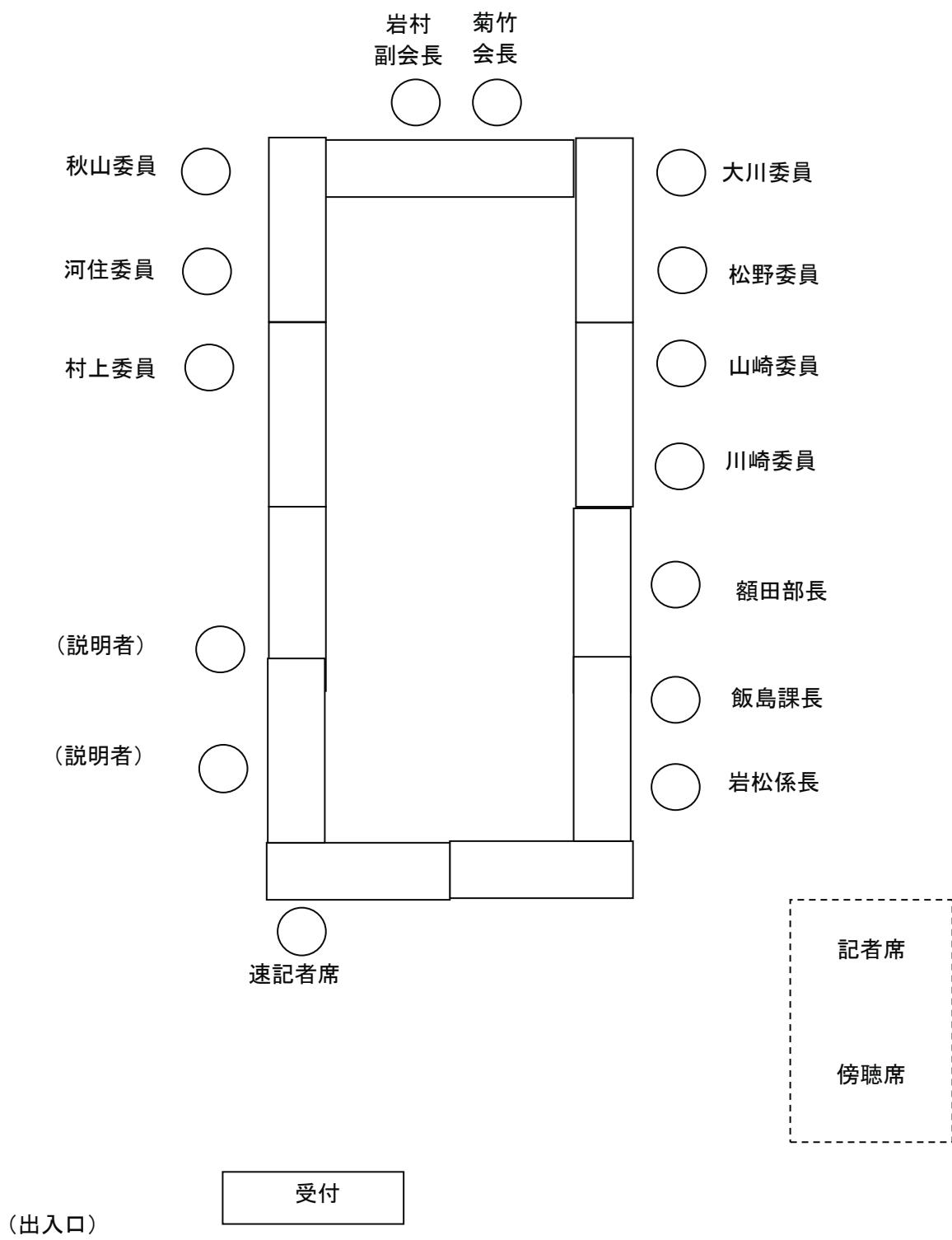
任期 平成26年12月 1日から

平成28年11月30日まで

	氏 名	役 職 名
会 長	菊竹 雪	首都大学東京・同大学院教授
副会長	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
委 員	秋山 桂子	横浜商工会議所議員
〃	大川 一平	横浜市屋外広告美術協同組合理事
〃	河住 志保	弁護士
〃	平山 正晴	横浜市町内会連合会委員
〃	松野 獢	クリエイティブ・ディレクター
〃	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副理事長
〃	山崎 洋子	作家
〃	川崎 俊明	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長

## 【第 57 回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場： 横浜市技能文化会館 5階 特別会議室



## 議案 1 横浜市屋外広告物条例第 19 条に基づく許可の特例について

### (1) 夏季催事に伴う規格外等広告物の掲出

#### 1 経緯

- (1) 夏休み期間の 8 月上旬、みなとみらい 21 地区では、キャラクターを地区内の商業施設を中心に掲出する催事を開催します。
- (2) このキャラクターの表示は、屋外広告物に該当するため、市条例及び規則が適用されます。平成 26 年及び 27 年の 2 年にわたり同様の催事のうち条例規則の規格に合致しない広告物を本審議会で審議し承認をした経緯があります。
- (3) 今回掲出する広告物の一部（バルーン型の広告板、避難階段バナー装飾等）が条例規則の規格を超えることや、掲出場所の一部である帆船日本丸のある横浜船渠第一号ドックが条例上の禁止地域に該当することから、この審議会の意見をうかがう案件となります。
- (4) 催事としての昨年との違いは、さくら通りを通行止めにして、パレードを行うことやコスモクロックを用いた映像広告の表示などです。

#### 2 事務局としての考え方

- (1) この催事の主催企業と横浜市の間で、都市ブランドの向上や観光集客促進、文化芸術振興のほか、広く横浜市の行政施策の推進や地域活性化に資する取組について、相互に協力する旨の協定を 2016 年度から 2020 年度までの間で締結しています。今回の催事は、横浜市との共催事業として行い、「公益上の理由その他の理由」に該当すると考えられます。
- (2) 平成 26 年及び 27 年の過去 2 回の開催において、表示内容における景観面等で苦情や課題は見受けられません。表示期間が 8 日間と短期間であり、また、この催事の来街者が平成 26 年及び 27 年合計で 343 万人、メディア露出広告換算額が 8 億円となっており、賑わい創出に効果をもたらしており一定の公益性があったと考えています。

以上の点から、景観を阻害しないと認められるものであれば、条例第 19 条第 1 項「その他の理由」による「許可の特例」として取り扱うことが適当であると考えます。

## 〈 参考条文 〉

○横浜市屋外広告物条例

(広告物等に係る基準等)

第 16 条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物(以下「建築物」という。)その他の工作物の外面を利用する広告物等
  - (2) 建築物から突出する形式の広告物等
  - (3) 広告旗
  - (4) 立看板等
  - (5) 広告塔及び廣告板
  - (6) 電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識若しくはバス停留所の標識を利用する広告物等
  - (7) アーチを利用する広告物等
  - (8) 電車、自動車又は船舶の外面を利用する広告物等
  - (9) アドバルーン
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める広告物等
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内の広告物等は、当該各号に掲げる事項又は基準に適合しなければならない。
- (1) 景観法第 8 条第 2 項第 4 号イに掲げる事項が定められた同条第 1 項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)の区域 当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項
  - (2) 景観保全型広告物規制地区の区域 第 11 条第 2 項の規定により定められた基準
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域のうち、第 10 条第 2 項の規定により基準が定められた区域内の第 1 項各号に掲げる広告物等は、当該基準に適合しなければならない。
- 4 前 2 条の規定は、前 3 項の基準又は事項に適合しない部分を有する広告物等について準用する。

(禁止地域等)

第 6 条 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(2) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域及びその周囲並びに指定され、又は仮指定されたものの周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域

(4) 横浜市文化財保護条例(昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号)第 6 条第 1 項又は第 32 条

第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第 40 条第 1 項の規定により指定された地域及びその周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域

(許可の特例)

第 19 条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第 9 条第 2 項(前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第 47 条第 1 項に規定する 横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

【 ピカチュウ大量発生チュウ！～今度はぬれるんだって？？？～】

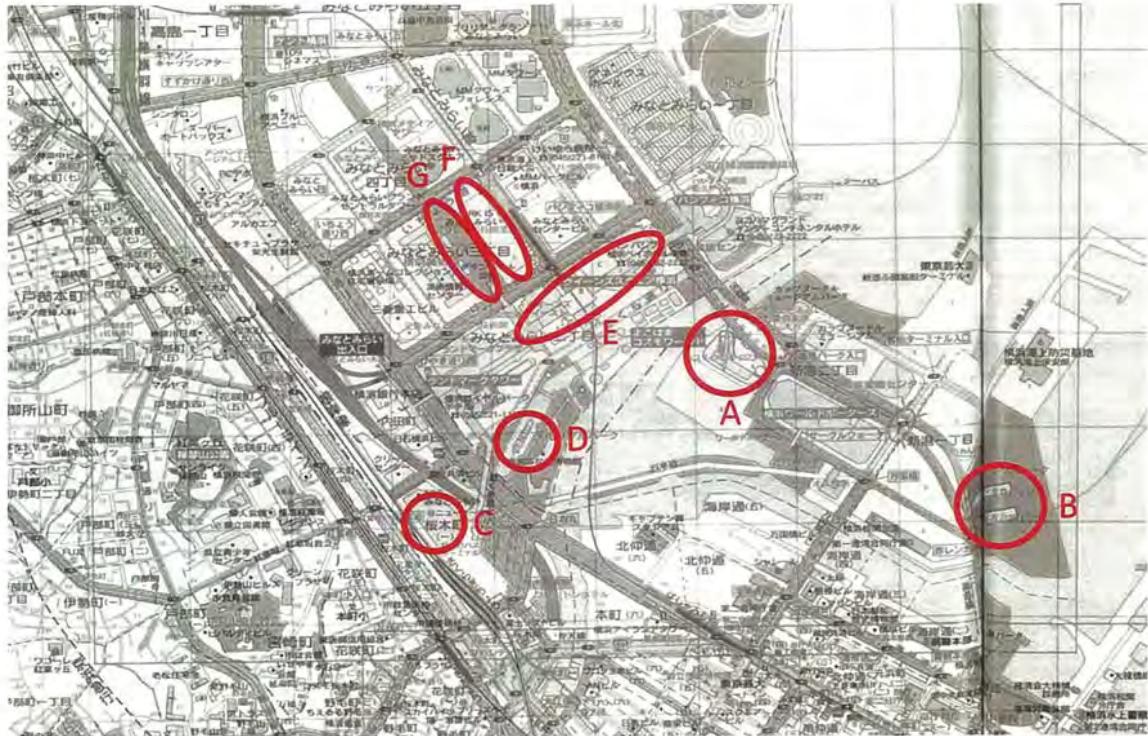
## 申請用図面集

---

2016.06.08 作成  
2016.06.14 改訂  
2016.06.16 改訂

株式会社ポケモン  
株式会社ポケモンコミュニケーションズ

# 全体配置



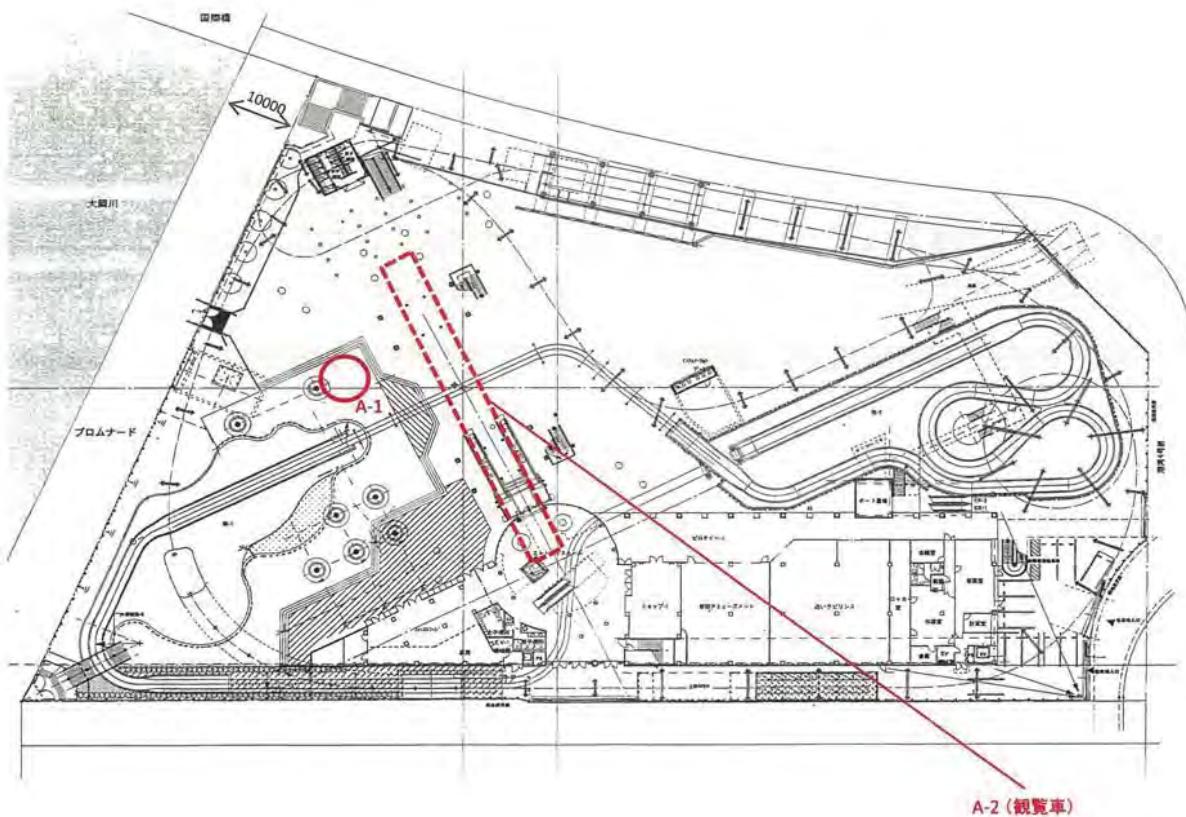
# 全体配置 （一覧表）

No.	審議会	対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間（撤入・撤去含む）		基数	大きさ	用途地域	広告物上の種別	屋外広告申請の有無	
						日程	日数						
A 1	○	規格外	コスモワールド 新港	園内	バルーンふわふわ H9	2016.8.8～2016.8.14	9日	1	276	商業	広告板	必要	
A 2	●		コスモワールド 新港	園内	観覧車LED	2016.8.7～2016.8.13	7日	1	22,388	商業	広告板		
B 1			横浜赤レンガ倉庫	広場B	イス・テーブルセット	2016.8.8～2016.8.14	7日	5	3	商業	広告板		
B 2			横浜赤レンガ倉庫	広場B	バルーンふわふわ H9	2016.8.8～2016.8.14	7日	1	276	商業	広告板		
B 3			横浜赤レンガ倉庫	広場B	バルーン H2	2016.8.8～2016.8.14	7日	2	13	商業	広告板		
B 4			横浜赤レンガ倉庫	広場B	ステージカー	2016.8.8～2016.8.14	7日	1	15	商業	広告板		
B 5	●		横浜赤レンガ倉庫	広場B	ステージ背景（フレハブ小屋壁面）	2016.8.8～2016.8.14	7日	3	16.8, 31.8, 16.8	商業	広告板		
B 6	●		横浜赤レンガ倉庫	イベントスペース	インフォメーションベース	2016.8.8～2016.8.14	7日	1	16.8	商業	壁面看板		
C 1			桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	駅前インフォメーションテント	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	33	商業	広告板	必要	
C 2	●		桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーン H2	2016.8.6～2016.8.14	9日	8	13	商業	広告板	必要	
C 3	●		桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーン H1	2016.8.6～2016.8.14	9日	7	3	商業	広告板	必要	
C 4	●	○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーンふわふわ H6.5	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	158	商業	広告板	必要
C 5	●		桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	インフォメーションベース	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	17	商業	壁面看板	必要	
C 6			桜木町駅 / 桜木町駅前広場	ITS' DEMOガラス面	ラッピング	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	6	商業	壁面看板	必要	
C 7	○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	駅舎入口屋外ガラス面	ラッピング	2016.7.16～2016.8.14	30日	1	17	商業	壁面看板	必要	
D 1	○	禁止区域	日本丸	日本丸メモリアルパーク	日本丸マストフラッグ	2016.8.6～2016.8.14	9日	14	2	商業	広告幕	必要	
D 2	○	禁止区域	日本丸	日本丸メモリアルパーク	日本丸 船首旗断面	2016.8.6～2016.8.14	9日	2	5	商業	壁面看板	必要	
D 3	○	禁止区域	日本丸	日本丸メモリアルパーク	日本丸 船首バルーン H2	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	129	商業	広告板	必要	
D 4	○	規格外	日本丸	日本丸メモリアルパーク	バルーンふわふわ H6.5	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	158	商業	広告板	必要	
D 5			日本丸	日本丸メモリアルパーク	掲揚ポール フラッグ	2016.8.6～2016.8.14	9日	35	2	商業	広告幕	必要	
D 6		-	日本丸	日本丸メモリアルパーク	緑地 FRP装飾 H1	2016.8.6～2016.8.14	9日	12	3	商業	広告板	必要	
E 1			クイーンズスクエア横浜	クイーンモール入口（ランドマーク）	上部ガラス面 ラッピング	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	70	商業	※屋内		
E 2			クイーンズスクエア横浜	クイーンズパーク入口	上部ガラス面 ラッピング	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	62	商業	壁面看板	必要	
E 3	○	規格外	クイーンズスクエア横浜	クイーンズパーク	バルーンふわふわ H6.5	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	158	商業	広告板	必要	
E 4			クイーンズスクエア横浜	クイーンズパーク	イス・テーブルセット	2016.8.6～2016.8.14	9日	5	3	商業	広告板	必要	
F 1	●	○	規格外	マークイズ	美術館奥入り口	上部ガラス面 ラッピング	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	63	商業	壁面広告	必要
G 1	●		グランモール公園	美術の広場	噴水 FRP装飾	2016.8.6～2016.8.14	9日	10	3	商業	広告板	必要	

# A コスモワールド

3

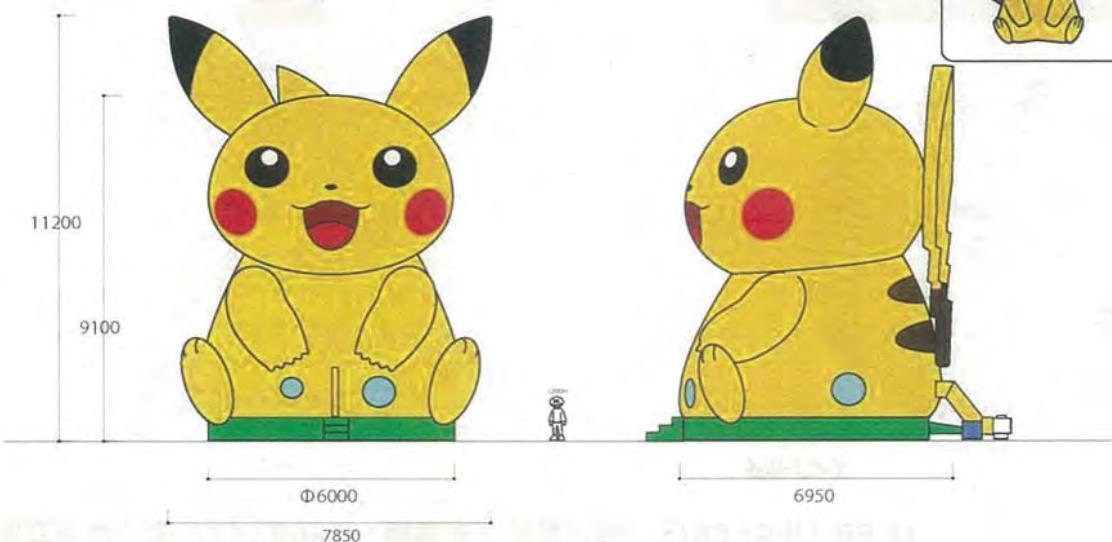
No	審議会	対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間（搬入・撤去含む）		基面	大きさ	用途地域	広告物上の種別	屋外広告申請の有無
						日程	日数					
1	○	屋外	コスモワールド 新港	園内	バルーン5つわら H6	2016.8.6～2016.8.14	9日	1	276	商業	広告板	必要
A	●		コスモワールド 新港	園内	観覧車LED	2016.8.7～2016.8.13	7日	1	22,388	商業	広告板	



○表面積  
円柱表面積=276m<sup>2</sup>  
※直径×3.14×高さ

○重量  
270kg +ウェイト80kg=350kg

○黄色部分のマンセル値  
[CMYK]C:0 M:16 Y:100 K:0  
[RGB]R:255 G:215 B:0



Title	ピカチュウフワフワΦ6000 (バルーン) ノポケモン様	Date	2014/4/30 ► 2014/5/8 ►
Type	提案イメージ	Size	Scale

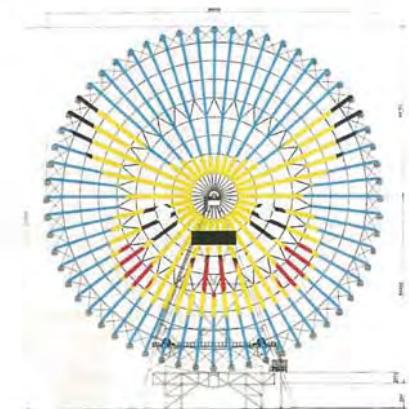
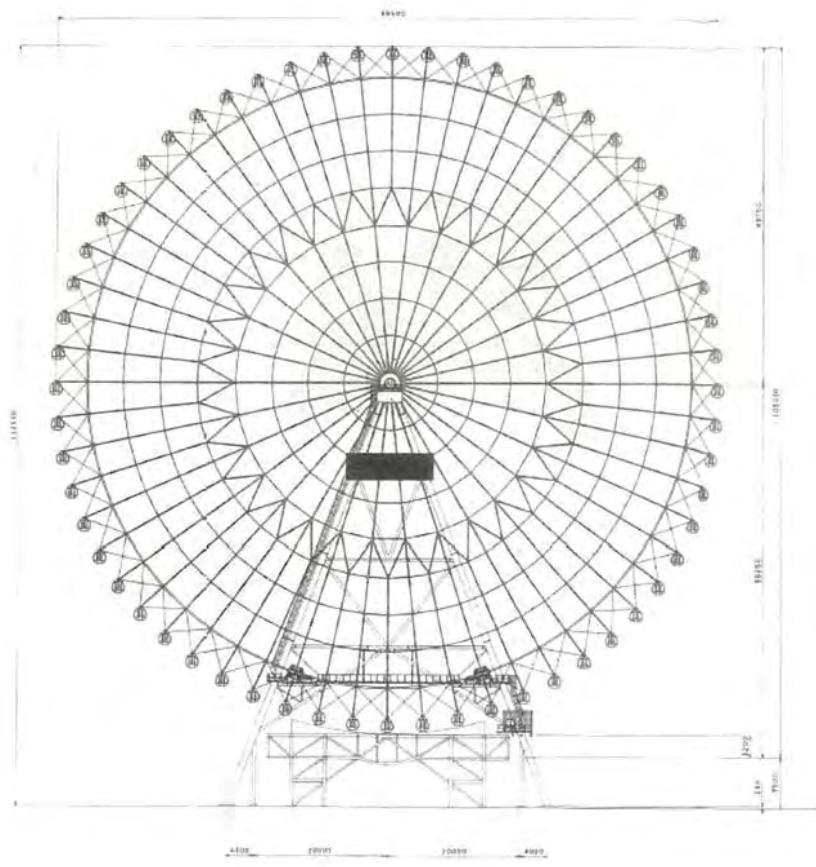
## A-2 観覧車LED × 1基

5

### ○全体立面図（観覧車全体）

$$\text{LED設置部立面表面積}(7771.69\text{m}^2) \div \text{観覧車立面表面積}(11193.75\text{m}^2) = 69.4\%$$

デザイン①

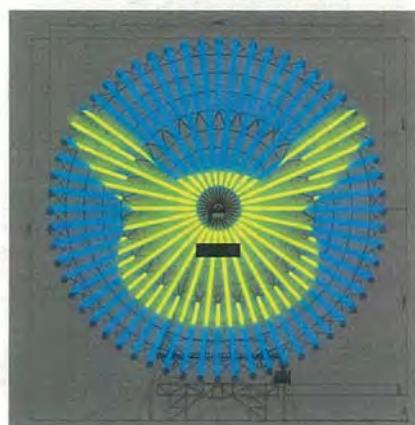
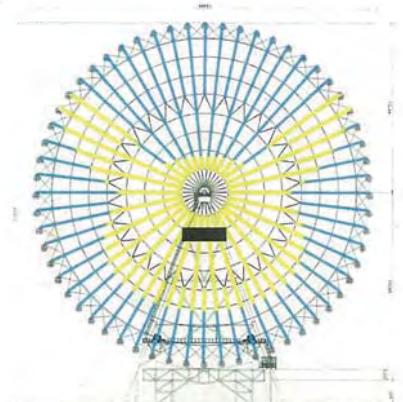


A-2 観覧車 LED × 1基

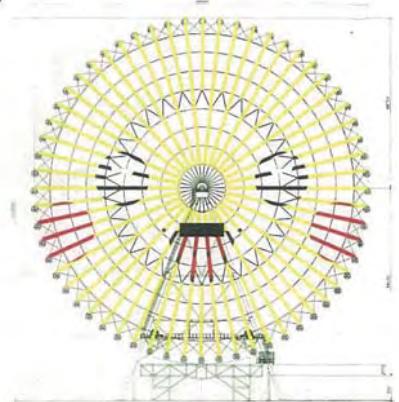
6

○黄色部分のマンセル値  
[CMYK]C:0 M:16 Y:100 K:0  
[RGB]R:255 G:215 B:0

デザイン②



デザイン③



# B 横浜赤レンガ倉庫

No	審議会		対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間（搬入・撤去含む）		基数	大きさ	用途地域	広告物上の種別	屋外広告申請の有無
	新規	対象/非対象					日程	日数					
B	1			横浜赤レンガ倉庫	広場B	イス・テーブルセット	2016.8.8～2016.8.14	7日	5	3	商業	広告板	
	2			横浜赤レンガ倉庫	広場B	バルーンふわふわ H9	2016.8.8～2016.8.14	7日	1	276	商業	広告板	
	3			横浜赤レンガ倉庫	広場B	バルーン H2	2016.8.8～2016.8.14	7日	2	13	商業	広告板	
	4			横浜赤レンガ倉庫	広場B	ステージカー	2016.8.8～2016.8.14	7日	1	15	商業	広告板	
	5	●		横浜赤レンガ倉庫	広場B	ステージ背景(フレハブ小屋壁面)	2016.8.8～2016.8.14	7日	3	16.8, 31.8, 16.8	商業	広告板	
	6	●		横浜赤レンガ倉庫	イベントスペース	インフォメーションブース	2016.8.8～2016.8.14	7日	1	16.8	商業	壁面看板	

